		$H2_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 $H2'_n$ に係るものを除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
		$I2_{21}$ ＝0.02558	$I2_{21}$ ＝0.030
		［略］	［同左］
		$I2_{26}$ ＝0.027	$I2_{26}$ ＝0.015
		［略］	［同左］
		$I2_{28}$ ＝0.0114	$I2_{28}$ ＝0.0024
		［略］	［同左］
		$I2_{30}$ ＝0.0018	$I2_{30}$ ＝0.0018
		$I2_{元}$＝0.00119	
		$H2'_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特別分）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に 3 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	
		［略］	［同左］
		$I2'_{28}$ ＝0.0068	$I2'_{28}$ ＝0.0014
		［略］	［同左］
		$I2'_{30}$ ＝0.00108	$I2'_{30}$ ＝0.00108
		$I2'_{元}$ ＝0.00071	
		J_n　病院事業（機械器具整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号 L_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（機械器具整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、符号 N_n 及び符号 N'_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	J_n　病院事業（機械器具整備事業）に充てるため平成 26 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、L_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（機械器具整備事業）に充てるため平成 26 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成 15 年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、N_n 及び N'_n に係るものを除く。）の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
		K_{27} ＝0.057	K_{26} ＝0.113
			K_{27} ＝0.057
		［略］	［同左］